

厚生労働省発社援 0913 第 2 号
令和 6 年 9 月 13 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号本職通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 正 後				現 行			
別 紙				別 紙			
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱				社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱			
第 1 (略)				第 1 (略)			
第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)				第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)			
<p>1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(以下第2において「整備費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の規定に基づき、都道府県又は指定都市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>				<p>1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(以下第2において「整備費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、売春防止法(昭和31年法律第118号)の規定に基づき、都道府県又は指定都市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>			
(定 義)				(定 義)			
2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)～(9) (略)				(1)～(9) (略)			
(10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	一時保護所 女性自立支援施設			(10) 売春防止法(昭和31年法律第118号)	一時保護所 婦人保護施設		

改 正 後							現 行						
<p>する法律(令和4年法律第52号)第9条第6項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護所、同法第12条に基づく要保護女子を收容保護するための女性自立支援施設</p> <p>(11) (略)</p>							<p>号)第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護所、同法第36条に基づく要保護女子を收容保護するための婦人保護施設</p> <p>(11) (略)</p>						
<p>3 (1)～(6) (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業</p>							<p>3 (1)～(6) (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業</p>						
①施設の 種類	②設置 根拠等	③設置 者	④補助 根拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補 助 率	①施設の 種類	②設置 根拠等	③設置 者	④補助 根拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補 助 率
(1)～(9) (略)							(1)～(9) (略)						
(10)女性	困難な	社会福	予算措	都道府県	3/4	2/3	(10)婦人	売春防	社会福	予算措	都道府県	3/4	2/3

改 正 後						現 行									
自立支 施設	問題を 抱える 女性へ の支援 に関す る法律 第12条	社法人	置			保護施 設	止法第 36条	社法人	置						
(11) (略)						(11) (略)									
(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業						(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業									
①施設の種類		②設置根拠等		③設置者		④国庫補助率		①施設の種類		②設置根拠等		③設置者		④国庫補助率	
(1) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> に基づく施設								(1) <u>売春防止法</u> に基づく施設							
ア <u>女性相談支援センター一時保護所</u>		<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第6項</u>		都道府県 指定都市		1 / 2		ア <u>婦人相談所一時保護所</u>		<u>売春防止法第34条第5項</u>		都道府県 指定都市		1 / 2	
イ <u>女性自立支援施設</u>		<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条</u>		都道府県		1 / 2		イ <u>婦人保護施設</u>		<u>売春防止法第36条</u>		都道府県		1 / 2	
5 (略)						5 (略)									

改 正 後	現 行
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 (1) ア～ウ (略)</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(bの場合を除く。) <u>30,500</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>32,130</u>千円)</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 <u>42,580</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>44,210</u>千円)</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合(dの場合を除く。) <u>41,400</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>45,830</u>千円)</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 (1) ア～ウ (略)</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(bの場合を除く。) <u>28,300</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>29,810</u>千円)</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 <u>39,390</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>40,900</u>千円)</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合(dの場合を除く。) <u>38,300</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>42,400</u>千円)</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う</p>

改 正 後				現 行			
場合、 <u>58,760</u> 千円（初度設備相当を併せて整備する場合は <u>63,190</u> 千円） （エ）（略） （2）～（4）（略） （国の財政上の特別措置） （5）次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。 ア 4（1）の事業の場合 （ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 （1）のうち「4（1）の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（5）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「4（1）の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「（5）のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。 （イ）（ア）以外の施設の場合 （3）のイ中「4（1）の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（5）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。				場合、 <u>54,360</u> 千円（初度設備相当を併せて整備する場合は <u>58,460</u> 千円） （エ）（略） （2）～（4）（略） （国の財政上の特別措置） （5）次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。 ア 4（1）の事業の場合 （ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 （1）のうち「4（1）の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（5）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「4（1）の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「（5）のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。 （イ）（ア）以外の施設の場合 （3）のイ中「4（1）の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（5）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。			
区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県 補 助 率 ③	国 庫 補 助 率 ④	区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県 補 助 率 ③	国 庫 補 助 率 ④
ア～ウ（略）				ア～ウ（略）			
エ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措	<u>・女性相談支援センタ</u> <u>ー一時保護所</u> <u>・女性自立支援施設</u>	5/6	4/5	エ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措	<u>・婦人相談所一時保護</u> <u>所</u> <u>・婦人保護施設</u>	5/6	4/5

改 正 後				現 行			
<p>置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合</p>				<p>置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合</p>			
<p>イ 4（2）の事業の場合 （ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 （2）のア中「4（2）の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「（5）のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。</p>				<p>イ 4（2）の事業の場合 （ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 （2）のア中「4（2）の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「（5）のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。</p>			

改 正 後			現 行		
(イ) (ア) 以外の施設の場合 (4) のイ中「4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5) のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。			(イ) (ア) 以外の施設の場合 (4) のイ中「4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5) のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。		
区分 ①	対象施設 の 種 類 ②	国庫補助率 ③	区分 ①	対象施設 の 種 類 ②	国庫補助率 ③
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>女性相談支援センター</u> ・ <u>一時保護所</u> ・ <u>女性自立支援施設</u> 	2 / 3	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>婦人相談所一時保護所</u> ・ <u>婦人保護施設</u> 	2 / 3
7 ~ 15 (略)			7 ~ 15 (略)		

改 正 後			現 行		
別表 1-1 算 定 基 準 【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			別表 1-1 算 定 基 準 【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア～エ（略） オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり <u>60,700,000</u> 円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当	（略）	本体工事費	ア～エ（略） オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり <u>56,200,000</u> 円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当	（略）

改 正 後			現 行		
	<p>り <u>67,500,000</u> 円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>60,700,000</u>」を「<u>80,700,000</u>」、 「<u>67,500,000</u>」を「<u>89,600,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 (略)</p>			<p>り <u>62,500,000</u> 円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>56,200,000</u>」を「<u>74,700,000</u>」、 「<u>62,500,000</u>」を「<u>83,000,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 (略)</p>	
以下、表 (略)			以下、表 (略)		

改 正 後	現 行
別表 1 - 2 (略)	別表 1 - 2 (略)

改 正 後			現 行		
別表 1-3 算 定 基 準 【 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			別表 1-3 算 定 基 準 【 <u>売春防止法</u> に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア～オ（略） カ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、別表4-3に定める基準額を加算する。 〈対象施設〉 <u>女性自立支援施設</u> キ（略）	（略）	本体工事費	ア～オ（略） カ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、別表4-3に定める基準額を加算する。 〈対象施設〉 <u>婦人保護施設</u> キ（略）	（略）
余裕教室活用促進事業	余裕教室を <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> （令和4年法律第52	(1)～(5)（略）	余裕教室活用促進事業	余裕教室を <u>売春防止法</u> （昭和31年法律第118号）第34条第5項に基づく要保	(1)～(5)（略）

改 正 後			現 行		
	<p><u>号)第9条第6項</u>に基づく要保護女子を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(令和2年12月9日2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表4-3に定める基準額とする。</p>			<p>護女子を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(令和2年12月9日2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表4-3に定める基準額とする。</p>	
以下、表(略)			以下、表(略)		

改 正 後			現 行		
別表 1-4 算 定 基 準 【 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）			別表 1-4 算 定 基 準 【 <u>売春防止法</u> に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
以下、表 (略)			以下、表 (略)		

改 正 後			現 行		
別表 1-5 算 定 基 準 【 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 (別表 1-3 及び別表 1-4 に掲げる整備以外の事業)			別表 1-5 算 定 基 準 【 <u>売春防止法</u> に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】 (別表 1-3 及び別表 1-4 に掲げる整備以外の事業)		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
以下、表 (略)			以下、表 (略)		

改 正 後	現 行
別表 1 - 6 (略)	別表 1 - 6 (略)

改 正 後

別表2-1

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	7,020,000
		標準	6,690,000
	初度設備加算		102,000
	個室整備加算	都市部	491,000
標準		468,000	
更生施設	本体	都市部	7,020,000
		標準	6,690,000
	初度設備加算		102,000
	個室整備加算	都市部	491,000
標準		468,000	
授産施設	都市部	3,030,000	
	標準	2,880,000	
	初度設備加算	102,000	
宿所提供施設	都市部	2,410,000	
	標準	2,300,000	
	初度設備加算	102,000	
社会事業授産施設	都市部	3,030,000	
	標準	2,880,000	
	初度設備加算	102,000	
日常生活支援住居施設	都市部	2,410,000	
	標準	2,300,000	
	初度設備加算	102,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現 行

別表2-1

令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度設備加算		95,000
	個室整備加算	都市部	454,000
標準		433,000	
更生施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度設備加算		95,000
	個室整備加算	都市部	454,000
標準		433,000	
授産施設	都市部	2,800,000	
	標準	2,670,000	
	初度設備加算	95,000	
宿所提供施設	都市部	2,230,000	
	標準	2,130,000	
	初度設備加算	95,000	
社会事業授産施設	都市部	2,800,000	
	標準	2,670,000	
	初度設備加算	95,000	
日常生活支援住居施設	都市部	2,230,000	
	標準	2,130,000	
	初度設備加算	95,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
更生施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
更生施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
救護施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
更生施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
授産施設	都市部	4,110,000
	標準	3,920,000
宿所提供施設	都市部	3,270,000
	標準	3,120,000
社会事業授産施設	都市部	4,110,000
	標準	3,920,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
更生施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
授産施設	都市部	3,810,000
	標準	3,630,000
宿所提供施設	都市部	3,030,000
	標準	2,880,000
社会事業授産施設	都市部	3,810,000
	標準	3,630,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	7,800,000
		標準	7,440,000
	初度設備加算		114,000
	個室整備加算	都市部	545,000
標準		520,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
- 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現 行

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	7,230,000
		標準	6,890,000
	初度設備加算		105,000
	個室整備加算	都市部	505,000
標準		481,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
- 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		
救護施設	都市部	10,690,000
	標準	10,180,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 木造施設の改築として行う場合に限る。

現 行

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		
救護施設	都市部	9,890,000
	標準	9,420,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 木造施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-1

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 <u>64,800,000</u>
			標準 <u>61,700,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>130,500,000</u>
			標準 <u>124,400,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>218,100,000</u>
			標準 <u>207,800,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>306,400,000</u>
			標準 <u>291,900,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>394,800,000</u>
			標準 <u>376,100,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>482,200,000</u>
			標準 <u>459,300,000</u>
		121人以上	都市部 <u>570,800,000</u>
			標準 <u>543,600,000</u>
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部 <u>52,200,000</u>	
		標準 <u>49,700,000</u>	
		都市部 <u>105,300,000</u>	
		標準 <u>100,400,000</u>	
		都市部 <u>176,200,000</u>	
		標準 <u>167,900,000</u>	
		都市部 <u>248,400,000</u>	
		標準 <u>236,600,000</u>	
都市部 <u>319,100,000</u>			
標準 <u>303,900,000</u>			
都市部 <u>391,200,000</u>			
標準 <u>372,600,000</u>			
都市部 <u>462,100,000</u>			
標準 <u>440,100,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>49,900,000</u>	
		標準 <u>47,600,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部 <u>164,600,000</u>	
		標準 <u>156,800,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>13,500,000</u>	
		標準 <u>12,900,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>15,800,000</u>	
		標準 <u>15,000,000</u>	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部 <u>11,100,000</u>	
		標準 <u>10,600,000</u>	
居宅介護整備加算		都市部 <u>7,500,000</u>	
		標準 <u>7,140,000</u>	
避難スペース整備加算		都市部 <u>43,400,000</u>	
		標準 <u>41,400,000</u>	

現 行

別表3-1

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 <u>60,000,000</u>
			標準 <u>57,100,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>120,800,000</u>
			標準 <u>115,100,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>201,900,000</u>
			標準 <u>192,300,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>283,500,000</u>
			標準 <u>270,000,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>365,400,000</u>
			標準 <u>348,000,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>446,100,000</u>
			標準 <u>424,900,000</u>
		121人以上	都市部 <u>528,000,000</u>
			標準 <u>502,900,000</u>
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部 <u>48,300,000</u>	
		標準 <u>46,000,000</u>	
		都市部 <u>97,500,000</u>	
		標準 <u>92,900,000</u>	
		都市部 <u>163,100,000</u>	
		標準 <u>155,400,000</u>	
		都市部 <u>229,800,000</u>	
		標準 <u>218,900,000</u>	
都市部 <u>295,200,000</u>			
標準 <u>281,200,000</u>			
都市部 <u>361,800,000</u>			
標準 <u>344,700,000</u>			
都市部 <u>427,500,000</u>			
標準 <u>407,200,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>46,200,000</u>	
		標準 <u>44,100,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部 <u>152,300,000</u>	
		標準 <u>145,100,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>12,600,000</u>	
		標準 <u>12,000,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>14,600,000</u>	
		標準 <u>13,900,000</u>	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部 <u>10,300,000</u>	
		標準 <u>9,900,000</u>	
居宅介護整備加算		都市部 <u>6,940,000</u>	
		標準 <u>6,610,000</u>	
避難スペース整備加算		都市部 <u>40,200,000</u>	
		標準 <u>38,300,000</u>	

改 正 後				現 行						
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	117,900,000	利用定員 20人	都市部	109,100,000			
			標準	112,300,000		標準	103,900,000			
		21人 ~ 40人	都市部	236,900,000	21人 ~ 40人	都市部	219,200,000			
			標準	225,600,000		標準	208,800,000			
		41人 ~ 60人	都市部	394,800,000	41人 ~ 60人	都市部	365,200,000			
			標準	376,000,000		標準	347,900,000			
		61人 ~ 80人	都市部	555,600,000	61人 ~ 80人	都市部	514,100,000			
			標準	529,200,000		標準	489,600,000			
		81人 ~ 100人	都市部	715,100,000	81人 ~ 100人	都市部	661,500,000			
			標準	681,000,000		標準	630,000,000			
		101人 ~ 120人	都市部	874,200,000	101人 ~ 120人	都市部	808,800,000			
			標準	832,600,000		標準	770,300,000			
		121人以上	都市部	1,033,600,000	121人以上	都市部	956,200,000			
			標準	984,400,000		標準	910,700,000			
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	49,900,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	46,200,000
				標準	47,600,000				標準	44,100,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	164,600,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	152,300,000
				標準	156,800,000				標準	145,100,000
	短期入所整備加算			都市部	13,500,000	短期入所整備加算			都市部	12,600,000
				標準	12,900,000				標準	12,000,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	15,800,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,600,000	
			標準	15,000,000				標準	13,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	10,300,000	
			標準	10,600,000				標準	9,900,000	
居宅介護整備加算			都市部	7,500,000	居宅介護整備加算			都市部	6,940,000	
			標準	7,140,000				標準	6,610,000	
避難スペース整備加算			都市部	43,400,000	避難スペース整備加算			都市部	40,200,000	
			標準	41,400,000				標準	38,300,000	
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	30,700,000	定員4人~10人	都市部	28,500,000			
			標準	29,300,000		標準	27,100,000			
		短期入所整備加算	都市部	13,500,000	短期入所整備加算	都市部	12,600,000			
			標準	12,900,000		標準	12,000,000			
	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,430,000	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,250,000				
		標準	2,320,000		標準	2,150,000				
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	10,300,000
				標準	10,600,000				標準	9,900,000
	居宅介護整備加算			都市部	7,500,000	居宅介護整備加算			都市部	6,940,000
				標準	7,140,000				標準	6,610,000
避難スペース整備加算			都市部	43,400,000	避難スペース整備加算			都市部	40,200,000	
			標準	41,400,000				標準	38,300,000	

改 正 後			現 行		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	32,400,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	30,000,000
	標準	30,900,000		標準	28,600,000
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)	都市部	16,400,000	短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)	都市部	15,200,000
	標準	15,600,000		標準	14,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	10,300,000
	標準	10,600,000		標準	9,900,000
居宅介護(居宅介護のみ)の整備の場合)	都市部	7,500,000	居宅介護(居宅介護のみ)の整備の場合)	都市部	6,940,000
	標準	7,140,000		標準	6,610,000
避難スペース整備(避難スペースのみ)の整備の場合)	都市部	43,400,000	避難スペース整備(避難スペースのみ)の整備の場合)	都市部	40,200,000
	標準	41,400,000		標準	38,300,000
補装具製作施設	都市部	16,400,000	補装具製作施設	都市部	15,200,000
	標準	15,600,000		標準	14,500,000
盲導犬訓練施設	都市部	204,100,000	盲導犬訓練施設	都市部	188,800,000
	標準	194,400,000		標準	179,900,000
点字図書館	都市部	56,000,000	点字図書館	都市部	51,800,000
	標準	53,400,000		標準	49,400,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	75,600,000	聴覚障害者情報提供施設	都市部	69,900,000
	標準	72,000,000		標準	66,600,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地画に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>			<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>		

改 正 後

現 行

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>173,600,000</u>
			標準	<u>165,300,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>289,400,000</u>
			標準	<u>275,700,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>406,700,000</u>
			標準	<u>387,300,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>524,000,000</u>
	標準		<u>499,100,000</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>640,100,000</u>	
		標準	<u>609,600,000</u>	
	121人 ~	都市部	<u>757,200,000</u>	
		標準	<u>721,200,000</u>	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>140,000,000</u>
			標準	<u>133,400,000</u>
41人 ~ 60人		都市部	<u>234,000,000</u>	
		標準	<u>222,900,000</u>	
61人 ~ 80人		都市部	<u>329,400,000</u>	
		標準	<u>313,700,000</u>	
81人 ~ 100人		都市部	<u>423,300,000</u>	
	標準	<u>403,200,000</u>		
101人 ~ 120人	都市部	<u>519,100,000</u>		
	標準	<u>494,400,000</u>		
121人 ~	都市部	<u>612,900,000</u>		
	標準	<u>583,700,000</u>		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>66,300,000</u>	
		標準	<u>63,200,000</u>	
短期入所整備加算		都市部	<u>14,900,000</u>	
		標準	<u>14,200,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>20,700,000</u>	
		標準	<u>19,700,000</u>	

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>160,600,000</u>
			標準	<u>153,000,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>267,800,000</u>
			標準	<u>255,000,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>376,200,000</u>
			標準	<u>358,300,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>484,800,000</u>
	標準		<u>461,700,000</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>592,200,000</u>	
		標準	<u>564,000,000</u>	
	121人 ~	都市部	<u>700,500,000</u>	
		標準	<u>667,200,000</u>	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>129,600,000</u>
			標準	<u>123,400,000</u>
41人 ~ 60人		都市部	<u>216,500,000</u>	
		標準	<u>206,200,000</u>	
61人 ~ 80人		都市部	<u>304,700,000</u>	
		標準	<u>290,200,000</u>	
81人 ~ 100人		都市部	<u>391,600,000</u>	
	標準	<u>373,000,000</u>		
101人 ~ 120人	都市部	<u>480,200,000</u>		
	標準	<u>457,400,000</u>		
121人 ~	都市部	<u>567,000,000</u>		
	標準	<u>540,000,000</u>		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>61,400,000</u>	
		標準	<u>58,500,000</u>	
短期入所整備加算		都市部	<u>13,800,000</u>	
		標準	<u>13,200,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>19,200,000</u>	
		標準	<u>18,300,000</u>	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~帯~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~域~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	173,600,000		
			標準	165,300,000		
		41人 ~ 60人	都市部	289,300,000		
			標準	275,600,000		
		61人 ~ 80人	都市部	406,700,000		
			標準	387,300,000		
		81人 ~ 100人	都市部	523,800,000		
			標準	498,900,000		
		101人 ~ 120人	都市部	640,000,000		
			標準	609,600,000		
		121人 ~	都市部	757,000,000		
			標準	721,000,000		
		施設入所支援整備加算		利用定員 40人以下	都市部	139,900,000
					標準	133,300,000
41人 ~ 60人	都市部			233,900,000		
	標準			222,800,000		
61人 ~ 80人	都市部			329,300,000		
	標準			313,600,000		
81人 ~ 100人	都市部			423,300,000		
	標準	403,200,000				
101人 ~ 120人	都市部	518,700,000				
	標準	494,100,000				
121人 ~	都市部	612,700,000				
	標準	583,500,000				
就労・訓練事業等整備加算		都市部	66,200,000			
		標準	63,000,000			
短期入所整備加算		都市部	14,900,000			
		標準	14,200,000			
発達障害者支援センター整備加算		都市部	20,700,000			
		標準	19,700,000			

現 行

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	160,600,000		
			標準	153,000,000		
		41人 ~ 60人	都市部	267,700,000		
			標準	255,000,000		
		61人 ~ 80人	都市部	376,200,000		
			標準	358,300,000		
		81人 ~ 100人	都市部	484,600,000		
			標準	461,600,000		
		101人 ~ 120人	都市部	592,000,000		
			標準	563,900,000		
		121人 ~	都市部	700,300,000		
			標準	667,000,000		
		施設入所支援整備加算		利用定員 40人以下	都市部	129,500,000
					標準	123,300,000
41人 ~ 60人	都市部			216,400,000		
	標準			206,100,000		
61人 ~ 80人	都市部			304,600,000		
	標準			290,100,000		
81人 ~ 100人	都市部			391,600,000		
	標準	373,000,000				
101人 ~ 120人	都市部	479,900,000				
	標準	457,100,000				
121人 ~	都市部	566,700,000				
	標準	539,800,000				
就労・訓練事業等整備加算		都市部	61,200,000			
		標準	58,300,000			
短期入所整備加算		都市部	13,800,000			
		標準	13,200,000			
発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,200,000			
		標準	18,300,000			

改 正 後					現 行				
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	315,000,000	療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	291,400,000
			標準	300,000,000				標準	277,500,000
		41人～60人	都市部	525,400,000	41人～60人		都市部	486,000,000	
			標準	500,400,000			標準	462,900,000	
		61人～80人	都市部	738,500,000	61人～80人		都市部	683,200,000	
			標準	703,400,000			標準	650,700,000	
		81人～100人	都市部	950,500,000	81人～100人		都市部	879,300,000	
			標準	905,300,000			標準	837,500,000	
		101人～120人	都市部	1,162,700,000	101人～120人		都市部	1,075,500,000	
			標準	1,107,300,000			標準	1,024,400,000	
		121人以上	都市部	1,374,300,000	121人以上		都市部	1,271,400,000	
			標準	1,308,900,000			標準	1,210,800,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	66,000,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	61,100,000
			標準	62,900,000				標準	58,200,000
短期入所整備加算			都市部	18,000,000	短期入所整備加算			都市部	16,700,000
			標準	17,200,000				標準	15,900,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	20,700,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,200,000
			標準	19,700,000				標準	18,300,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	41,200,000	共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	38,100,000
			標準	39,300,000				標準	36,300,000
	短期入所整備加算			都市部	18,000,000	短期入所整備加算			都市部
			標準	17,200,000				標準	15,900,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地~~並~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地~~域~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後				
別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)				
令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	72,000,000
			標準	68,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	145,000,000
			標準	138,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	242,400,000
			標準	230,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	438,700,000
			標準	417,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	535,800,000
			標準	510,300,000
		121人以上	都市部	634,200,000
			標準	604,000,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	58,000,000
			標準	55,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	117,000,000
			標準	111,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	195,800,000
			標準	186,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	276,000,000
			標準	262,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	354,500,000
			標準	337,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	434,600,000
			標準	414,000,000
		121人以上	都市部	513,500,000
			標準	489,000,000

現 行				
別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)				
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	66,600,000
			標準	63,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	134,200,000
			標準	127,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	224,300,000
			標準	213,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	315,000,000
			標準	300,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	406,000,000
			標準	386,600,000
		101人 ~ 120人	都市部	495,700,000
			標準	472,100,000
		121人以上	都市部	586,700,000
			標準	558,800,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	53,600,000
			標準	51,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	108,300,000
			標準	103,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	181,200,000
			標準	172,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	255,300,000
			標準	243,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	328,000,000
			標準	312,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	402,000,000
			標準	383,000,000
		121人以上	都市部	475,000,000
			標準	452,500,000

改 正 後			現 行		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,500,000	就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,400,000
	標準	52,900,000		標準	49,000,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	182,900,000	大規模生産設備等整備加算	都市部	169,200,000
	標準	174,200,000		標準	161,200,000
短期入所整備加算	都市部	15,000,000	短期入所整備加算	都市部	14,000,000
	標準	14,300,000		標準	13,300,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,500,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,200,000
	標準	16,700,000		標準	15,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,500,000
	標準	11,800,000		標準	11,000,000
居宅介護整備加算	都市部	8,330,000	居宅介護整備加算	都市部	7,710,000
	標準	7,940,000		標準	7,350,000
避難スペース整備加算	都市部	48,200,000	避難スペース整備加算	都市部	44,600,000
	標準	46,000,000		標準	42,500,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	36,000,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	33,400,000
	標準	34,300,000		標準	31,800,000
補装具製作施設	都市部	18,200,000	補装具製作施設	都市部	16,900,000
	標準	17,400,000		標準	16,100,000
点字図書館	都市部	62,200,000	点字図書館	都市部	57,500,000
	標準	59,300,000		標準	54,900,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	84,000,000	聴覚障害者情報提供施設	都市部	77,700,000
	標準	80,000,000		標準	74,000,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>			<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>		

改 正 後					
別表3-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)					
事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	192,900,000	
			標準	183,700,000	
		41人～60人	都市部	321,500,000	
			標準	306,300,000	
		61人～80人	都市部	451,900,000	
			標準	430,400,000	
		81人～100人	都市部	582,200,000	
			標準	554,500,000	
		101人～120人	都市部	711,200,000	
			標準	677,400,000	
		121人～	都市部	841,300,000	
			標準	801,300,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	155,500,000
				標準	148,200,000
	41人～60人		都市部	260,000,000	
			標準	247,600,000	
	61人～80人		都市部	366,000,000	
			標準	348,500,000	
	81人～100人		都市部	470,300,000	
			標準	448,000,000	
	101人～120人		都市部	576,800,000	
			標準	549,400,000	
	121人～	都市部	681,000,000		
		標準	648,500,000		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	73,700,000		
		標準	70,200,000		
短期入所整備加算		都市部	16,500,000		
		標準	15,800,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	23,000,000		
		標準	21,900,000		

現 行					
別表3-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)					
事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	178,500,000	
			標準	170,000,000	
		41人～60人	都市部	297,500,000	
			標準	283,400,000	
		61人～80人	都市部	418,000,000	
			標準	398,100,000	
		81人～100人	都市部	538,600,000	
			標準	513,000,000	
		101人～120人	都市部	658,000,000	
			標準	626,600,000	
		121人～	都市部	778,300,000	
			標準	741,300,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	144,000,000
				標準	137,100,000
	41人～60人		都市部	240,500,000	
			標準	229,100,000	
	61人～80人		都市部	338,500,000	
			標準	322,500,000	
	81人～100人		都市部	435,100,000	
			標準	414,500,000	
	101人～120人		都市部	533,500,000	
			標準	508,200,000	
	121人～	都市部	630,000,000		
		標準	600,000,000		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	68,200,000		
		標準	65,000,000		
短期入所整備加算		都市部	15,300,000		
		標準	14,600,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	21,300,000		
		標準	20,300,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~帯~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~域~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	72,000,000
			標準	68,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	145,000,000
			標準	138,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	242,400,000
			標準	230,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	438,700,000
			標準	417,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	535,800,000
			標準	510,300,000
		121人以上	都市部	634,200,000
			標準	604,000,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	58,000,000
			標準	55,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	117,000,000
			標準	111,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	195,800,000
			標準	186,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	276,000,000
			標準	262,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	354,500,000
			標準	337,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	434,600,000
			標準	414,000,000
		121人以上	都市部	513,500,000
			標準	489,000,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,500,000		
	標準	52,900,000		

現 行

別表3-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	66,600,000
			標準	63,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	134,200,000
			標準	127,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	224,300,000
			標準	213,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	315,000,000
			標準	300,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	406,000,000
			標準	386,600,000
		101人 ~ 120人	都市部	495,700,000
			標準	472,100,000
		121人以上	都市部	586,700,000
			標準	558,800,000
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	53,600,000
			標準	51,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	108,300,000
			標準	103,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	181,200,000
			標準	172,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	255,300,000
			標準	243,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	328,000,000
			標準	312,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	402,000,000
			標準	383,000,000
		121人以上	都市部	475,000,000
			標準	452,500,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,400,000		
	標準	49,000,000		

改 正 後				現 行			
大規模生産設備等整備加算	都市部		182,900,000	大規模生産設備等整備加算	都市部		169,200,000
	標準		174,200,000		標準		161,200,000
短期入所整備加算	都市部		15,000,000	短期入所整備加算	都市部		14,000,000
	標準		14,300,000		標準		13,300,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部		17,500,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部		16,200,000
	標準		16,700,000		標準		15,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部		12,400,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部		11,500,000
	標準		11,800,000		標準		11,000,000
居宅介護整備加算	都市部		8,330,000	居宅介護整備加算	都市部		7,710,000
	標準		7,940,000		標準		7,350,000
避難スペース整備加算	都市部		48,200,000	避難スペース整備加算	都市部		44,600,000
	標準		46,000,000		標準		42,500,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地並に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>				<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>			

改 正 後				
別表3-7				
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)				
令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	192,900,000
			標準	183,700,000
41人～60人		都市部	321,500,000	
		標準	306,300,000	
61人～80人		都市部	451,900,000	
		標準	430,400,000	
81人～100人		都市部	582,200,000	
		標準	554,500,000	
101人～120人		都市部	711,200,000	
		標準	677,400,000	
121人以上		都市部	841,300,000	
		標準	801,300,000	
施設入所支援整備加算		利用定員 40人以下	都市部	155,500,000
			標準	148,200,000
	41人～60人	都市部	260,000,000	
		標準	247,600,000	
	61人～80人	都市部	366,000,000	
		標準	348,500,000	
	81人～100人	都市部	470,300,000	
		標準	448,000,000	
	101人～120人	都市部	576,800,000	
		標準	549,400,000	
	121人以上	都市部	681,000,000	
		標準	648,500,000	
就労・訓練事業等整備加算		都市部	73,700,000	
		標準	70,200,000	
短期入所整備加算		都市部	16,500,000	
		標準	15,800,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	23,000,000	
		標準	21,900,000	

現 行				
別表3-7				
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)				
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	178,500,000
			標準	170,000,000
41人～60人		都市部	297,500,000	
		標準	283,400,000	
61人～80人		都市部	418,000,000	
		標準	398,100,000	
81人～100人		都市部	538,600,000	
		標準	513,000,000	
101人～120人		都市部	658,000,000	
		標準	626,600,000	
121人以上		都市部	778,300,000	
		標準	741,300,000	
施設入所支援整備加算		利用定員 40人以下	都市部	144,000,000
			標準	137,100,000
	41人～60人	都市部	240,500,000	
		標準	229,100,000	
	61人～80人	都市部	338,500,000	
		標準	322,500,000	
	81人～100人	都市部	435,100,000	
		標準	414,500,000	
	101人～120人	都市部	533,500,000	
		標準	508,200,000	
	121人以上	都市部	630,000,000	
		標準	600,000,000	
就労・訓練事業等整備加算		都市部	68,200,000	
		標準	65,000,000	
短期入所整備加算		都市部	15,300,000	
		標準	14,600,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	21,300,000	
		標準	20,300,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~並~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~域~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改正後

別表4-1

令和6年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	3,337,000
	初度設備加算	1世帯当たり	66,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685,000
	保育室整備加算	1人当たり	878,000
	学習室整備加算	1人当たり	878,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	5,247,000
	初度設備加算	1世帯当たり	66,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,871,000
	初度設備加算	1世帯当たり	99,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	31,028,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 **女性自立支援施設**で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

現 行

別表4-1

令和5年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	3,087,000
	初度設備加算	1世帯当たり	61,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135,000
	保育室整備加算	1人当たり	813,000
	学習室整備加算	1人当たり	813,000
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	4,854,000
	初度設備加算	1世帯当たり	61,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,281,000
	初度設備加算	1世帯当たり	92,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	28,703,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 **婦人保護施設**で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

改正後

別表4-2

令和6年度補助基準単価

(単位:円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	4,405,000
	初度設備加算	1世帯当たり	87,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304,000
	保育室整備加算	1人当たり	1,160,000
	学習室整備加算	1人当たり	1,160,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	6,926,000
	初度設備加算	1世帯当たり	87,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304,000

現行

別表4-2

令和5年度補助基準単価

(単位:円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	4,074,000
	初度設備加算	1世帯当たり	80,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258,000
	保育室整備加算	1人当たり	1,073,000
	学習室整備加算	1人当たり	1,073,000
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	6,407,000
	初度設備加算	1世帯当たり	80,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258,000

改正後				改正後			
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施設の種類		単位	補助基準額	施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	10,389,000	婦人保護施設	本体	1世帯当たり	9,611,000
	初度設備加算	1世帯当たり	131,000		初度設備加算	1世帯当たり	120,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	40,956,000		心理療法室整備加算	1施設当たり	37,887,000
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。				(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。			

改正後

別表4-3

令和6年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額	
女性相談支援センター 一時保護所	地域交流スペース	1施設当たり	15,832,000
	初度設備加算	1施設当たり	861,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	21,105,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,250,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	21,105,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,757,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	10,151,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	13,399,000
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	40,873,000
	地域交流スペース	1施設当たり	15,832,000
	初度設備加算	1施設当たり	861,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	21,105,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,250,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	21,105,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,757,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	10,151,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	13,399,000	

現行

別表4-3

令和5年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額	
婦人相談所一時保護所	地域交流スペース	1施設当たり	14,645,000
	初度設備加算	1施設当たり	796,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,082,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,475,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	9,339,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	12,395,000
婦人保護施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	37,810,000
	地域交流スペース	1施設当たり	14,645,000
	初度設備加算	1施設当たり	796,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1施設当たり	2,082,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,475,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	9,339,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	12,395,000	

改正後

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額	
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	61,310,000
	地域交流スペース	1施設当たり	23,748,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,292,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	31,658,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,375,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	31,658,000
	初度設備加算	1施設当たり	5,636,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	15,227,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	20,099,000	

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

改正後

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額	
婦人保護施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり	56,715,000
	地域交流スペース	1施設当たり	21,968,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,194,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	29,285,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,123,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	29,285,000
	初度設備加算	1施設当たり	5,213,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	14,009,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	18,593,000	

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

改正後				現 行			
別表4-4 令和6年度補助基準単価 (耐震化整備事業) (都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)				別表4-4 令和5年度補助基準単価 (耐震化整備事業) (都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)			
		(単位:円)				(単位:円)	
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性相談支援センター一時保護所	本体	1世帯当たり	5,922,000	婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	5,478,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,960,000	婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,364,000
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	11,940,000	婦人保護施設	本体	1世帯当たり	11,046,000
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)				(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)			

改正後				現行			
別表4-5 令和6年度補助基準単価 (都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合) (単位:円)				別表4-5 令和5年度補助基準単価 (都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合) (単位:円)			
施設の種類		単位	補助基準額	施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	7,000	婦人相談所一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	7,000
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	7,000	婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	7,000
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施設の種類		単位	補助基準額	施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	11,000	婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	11,000
※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る				※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る			

改 正 後	現 行
別表 5 (略)	別表 5 (略)

改正後	現行
別紙1～別紙1別紙(1) (略)	別紙1～別紙1別紙(1) (略)

改正後	現行
別紙 1 (2) 施設整備申請額内訳 (障害者関係施設) (略)	別紙 1 (2) 施設整備申請額内訳 (障害者関係施設) (略)

別紙(2) 施設整備申請額内訳（保護施設等）															
（製造事業者名）（施設の種類）（業務の種類）															
施設種別	設置費	対象経費の 実支出 （予定）額	交付金その他 の収入額	差引額	単位の少ない の額×単位数	算定基準による算定額			都道府県 補助額	市町村 補助額	国庫補助 額	補助率	所要額		
A	B(≦A)	C	D(=A-C)	E	F	円	G	円	H(=F×G)	円	I(=H×8%)	円	J(=H×8%)	K(=H+J)	円
1 施設整備費															
施設整備費計															

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2条の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額に県補助率を乗じたものただし、千円未満は切捨て。)をK欄に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本株、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) L欄については、都道府県、指定都市及び中核市の単独補助(α+β)相当額を計上すること。+αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
 (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、K欄若しくはL欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊附属工事、推進施設近代化整備工事及び緑の施設等整備工事を行う場合には、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。
 (6) A欄～H欄の施設整備費の内訳については、内訳の金額の記入の有無に關係なく計上すること。
 (7) M欄には、E欄、K欄若しくはL欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合には、B欄、D欄、K欄若しくはL欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
 (8) N欄は、M欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とする。ただし、地域交流スペースを整備する場合には、M欄に記入した額と問題とする。

別紙(2) 施設整備申請額内訳（保護施設等）															
（製造事業者名）（施設の種類）（業務の種類）															
施設種別	設置費	対象経費の 実支出 （予定）額	交付金その他 の収入額	差引額	単位の少ない の額×単位数	算定基準による算定額			都道府県 補助額	市町村 補助額	国庫補助 額	補助率	所要額		
A	B(≦A)	C	D(=A-C)	E	F	円	G	円	H(=F×G)	円	I(=H×8%)	円	J(=H×8%)	K(=H+J)	円
1 施設整備費															
施設整備費計															

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2条の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額に県補助率を乗じたものただし、千円未満は切捨て。)をK欄に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本株、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) L欄については、都道府県、指定都市及び中核市の単独補助(α+β)相当額を計上すること。+αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
 (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、K欄若しくはL欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊附属工事、推進施設近代化整備工事及び緑の施設等整備工事を行う場合には、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。
 (6) A欄～H欄の施設整備費の内訳については、内訳の金額の記入の有無に關係なく計上すること。
 (7) M欄には、E欄、K欄若しくはL欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合には、B欄、D欄、K欄若しくはL欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
 (8) N欄は、M欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とする。ただし、地域交流スペースを整備する場合には、M欄に記入した額と問題とする。

改正表														
別紙(2) 施設整備申請額内訳(一時保護所又は女性自立支援施設)														
(都道府県市名)			(設置者の名称)			(施設の種類)								
1.間接補助事業														
施設種別	設置事業費	対象経費の支拂(予定)額	交付金その他の収入額	差引額	BとDの少ない方の額×国庫補助率	算定基準による算定額	国庫補助額	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金
A	B(≤A)	C	D(=A-C)	E	F	G	H(=F×G)	I(=H×8%)	J(=H+I)	K	L	M(=L×2/3)	N	O
施設整備費														

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 間接補助事業のうち国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に国庫補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) K欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。+αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
 (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、J欄若しくはK欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附属工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からI欄の内訳を必ず記入すること。
 (6) A欄～L欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (7) L欄には、E欄、J欄若しくはK欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 (8) M欄は、L欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とする。

現行														
別紙(2) 施設整備申請額内訳(一時保護所又は婦人保護施設)														
(都道府県市名)			(設置者の名称)			(施設の種類)								
1.間接補助事業														
施設種別	設置事業費	対象経費の支拂(予定)額	交付金その他の収入額	差引額	BとDの少ない方の額×国庫補助率	算定基準による算定額	国庫補助額	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金
A	B(≤A)	C	D(=A-C)	E	F	G	H(=F×G)	I(=H×8%)	J(=H+I)	K	L	M(=L×2/3)	N	O
施設整備費														

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 間接補助事業のうち国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に国庫補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) K欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。+αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
 (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、J欄若しくはK欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附属工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からI欄の内訳を必ず記入すること。
 (6) A欄～L欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (7) L欄には、E欄、J欄若しくはK欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 (8) M欄は、L欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とする。

改正表														
別紙(2) 施設整備申請額内訳(一時保護所又は女性自立支援施設)														
(都道府県市名)			(設置者の名称)			(施設の種類)								
2.直接補助事業														
施設種別	設置事業費	対象経費の支拂(予定)額	交付金その他の収入額	差引額	BとDの少ない方の額×国庫補助率	算定基準による算定額	国庫補助額	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金
A	B(≤A)	C	D(=A-C)	E	F	G	H(=F×G)	I(=H×8%)	J(=H+I)	K	L(=K)	M	N	O
施設整備費														

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 直接補助事業のうち国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(2)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に国庫補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄若しくはI欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附属工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からI欄の内訳を必ず記入すること。
 (5) A欄～K欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (6) K欄には、E欄若しくはI欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 (7) L欄は、K欄に記入した額と同額とする。

現行														
別紙(2) 施設整備申請額内訳(一時保護所又は婦人保護施設)														
(都道府県市名)			(設置者の名称)			(施設の種類)								
2.直接補助事業														
施設種別	設置事業費	対象経費の支拂(予定)額	交付金その他の収入額	差引額	BとDの少ない方の額×国庫補助率	算定基準による算定額	国庫補助額	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金
A	B(≤A)	C	D(=A-C)	E	F	G	H(=F×G)	I(=H×8%)	J(=H+I)	K	L(=K)	M	N	O
施設整備費														

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 直接補助事業のうち国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(2)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に国庫補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄若しくはI欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附属工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からI欄の内訳を必ず記入すること。
 (5) A欄～K欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (6) K欄には、E欄若しくはI欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 (7) L欄は、K欄に記入した額と同額とする。

改正後	現行
別紙1別紙(3)～別紙2別紙(1)(略)	別紙1別紙(3)～別紙2別紙(1)(略)

改正後	現行
別紙2(2) 施設整備精算額内訳(障害者関係施設) (略)	別紙2(2) 施設整備精算額内訳(障害者関係施設) (略)

別紙(2) 施設整備精算額内訳 (一時保護所又は女子立派施設)

(建設費科目) (建設費の名称) (施設の種類)

1. 国庫補助事業

施設種類	建設費科目	建設費の名称	対象経費の収入額	寄付金その他引額	BとDの少ない方の額×国庫補助率	算定基準による算定額					国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	
						定員	基本	追加	算定	補助										
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
1	施設整備費																			

(注) (1) 工事請負契約等締結する単位で作成すること。
 (2) 国庫補助率の算定に用いる算定方法が交付要綱第2の6の(1)による「算定区分」については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に国庫補助率を乗じたもの(ただし、平円未満は切捨て、1を繰り記入すること)。
 (3) 算出にあたっては、本表、地域交流ペース、その他を参照し、合計を算出すること。
 (4) K欄については、国庫補助、指定費用及び国庫補助(3/4+α)の相乗額を算出すること。αは国庫補助、指定費用及び国庫補助の乗率を指す。
 (5) A欄～E欄の施設整備費の内訳の内訳については、E欄、E欄にC欄の内訳を国庫補助基本額とした場合は、記入は不要である。ただし、地域交流ペースの整備及び特殊助成工事付着金については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。
 (6) A欄～E欄及びE欄～I欄の施設整備費の内訳については、内訳の金額の記入の単位に留意し、必ず記入すること。
 (7) K欄には、正確に、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。
 (8) M欄には、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。

別紙(2) 施設整備精算額内訳 (一時保護所又は成人立派施設)

(建設費科目) (建設費の名称) (施設の種類)

1. 国庫補助事業

施設種類	建設費科目	建設費の名称	対象経費の収入額	寄付金その他引額	BとDの少ない方の額×国庫補助率	算定基準による算定額					国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	
						定員	基本	追加	算定	補助										
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
1	施設整備費																			

(注) (1) 工事請負契約等締結する単位で作成すること。
 (2) 国庫補助率の算定に用いる算定方法が交付要綱第2の6の(1)による「算定区分」については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に国庫補助率を乗じたもの(ただし、平円未満は切捨て、1を繰り記入すること)。
 (3) 算出にあたっては、本表、地域交流ペース、その他を参照し、合計を算出すること。
 (4) K欄については、国庫補助、指定費用及び国庫補助(3/4+α)の相乗額を算出すること。αは国庫補助、指定費用及び国庫補助の乗率を指す。
 (5) A欄～E欄の施設整備費の内訳の内訳については、E欄、E欄にC欄の内訳を国庫補助基本額とした場合は、記入は不要である。ただし、地域交流ペースの整備及び特殊助成工事付着金については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。
 (6) A欄～E欄及びE欄～I欄の施設整備費の内訳については、内訳の金額の記入の単位に留意し、必ず記入すること。
 (7) K欄には、正確に、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。
 (8) M欄には、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。

別紙(2) 施設整備精算額内訳 (一時保護所又は女子立派施設)

(建設費科目) (建設費の名称) (施設の種類)

2. 国庫補助事業

施設種類	建設費科目	建設費の名称	対象経費の収入額	寄付金その他引額	BとDの少ない方の額×国庫補助率	算定基準による算定額					国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	
						定員	基本	追加	算定	補助										
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
1	施設整備費																			

(注) (1) 工事請負契約等締結する単位で作成すること。
 (2) 国庫補助率の算定に用いる算定方法が交付要綱第2の6の(2)による「算定区分」については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に国庫補助率を乗じたもの(ただし、平円未満は切捨て、1を繰り記入すること)。
 (3) 算出にあたっては、本表、地域交流ペース、その他を参照し、合計を算出すること。
 (4) A欄～E欄の施設整備費の内訳の内訳については、E欄、E欄にC欄の内訳を国庫補助基本額とした場合は、記入は不要である。ただし、地域交流ペースの整備及び特殊助成工事付着金については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。
 (5) A欄～E欄及びE欄～I欄の施設整備費の内訳については、内訳の金額の記入の単位に留意し、必ず記入すること。
 (6) K欄には、正確に、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。
 (7) M欄には、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。
 (8) N欄には、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。

別紙(2) 施設整備精算額内訳 (一時保護所又は成人立派施設)

(建設費科目) (建設費の名称) (施設の種類)

2. 国庫補助事業

施設種類	建設費科目	建設費の名称	対象経費の収入額	寄付金その他引額	BとDの少ない方の額×国庫補助率	算定基準による算定額					国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	国庫補助率	
						定員	基本	追加	算定	補助										
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
1	施設整備費																			

(注) (1) 工事請負契約等締結する単位で作成すること。
 (2) 国庫補助率の算定に用いる算定方法が交付要綱第2の6の(2)による「算定区分」については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に国庫補助率を乗じたもの(ただし、平円未満は切捨て、1を繰り記入すること)。
 (3) 算出にあたっては、本表、地域交流ペース、その他を参照し、合計を算出すること。
 (4) A欄～E欄の施設整備費の内訳の内訳については、E欄、E欄にC欄の内訳を国庫補助基本額とした場合は、記入は不要である。ただし、地域交流ペースの整備及び特殊助成工事付着金については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。
 (5) A欄～E欄及びE欄～I欄の施設整備費の内訳については、内訳の金額の記入の単位に留意し、必ず記入すること。
 (6) K欄には、正確に、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。
 (7) M欄には、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。
 (8) N欄には、E欄にC欄の内訳のうちの最も少ない額であるA欄の施設整備費の内訳の金額を記入すること。

改正後	現行
別紙2(3)～別紙8 (略)	別紙2(3)～別紙8 (略)